



Guarantee

〔令和7年度〕 ディスクロージャー誌
静岡県信用保証協会の現況

茶畑の中を行く蒸気機関車（大井川鐵道）

令和6年度の取組

- 金融機関合同勉強会の開催
- 大学での信用保証制度講座の開催
- 業務改善運動（ssh運動）の実施

創業支援の取組

- 創業支援チームによる支援
- ちあふるイベント（創業セミナー・マルシェ）
- スタートアップ支援

経営支援の取組

- 経営改善支援
- 事業再生支援
- 事業承継支援

令和6年度 事業報告

令和7年度 経営計画

あなたの今日を、明日を、未来を、支えます。

どのような時代であっても、私たちの使命は、ひとつ。

中小企業・小規模事業者の皆さまを全力で支え、地域の発展に貢献すること。

静岡県信用保証協会の設立以来、ずっと、変わることのない想いです。

表紙写真：茶畑の中を行く蒸気機関車（大井川鐵道）
PIXTA

CONTENTS

ごあいさつ	1	8.信用保証の内容	18
プロフィール	2	業歴・所在地等 事業者の規模 対象業種 資金使途 保証の利用限度額 連帯保証人 担保 ご利用いただけない方	
1.事業方針	3	9.主な保証制度	20
信用保証協会の役割 基本理念 行動指針		10.信用保証の動向	22
2.令和6年度の取組	4	保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の各状況 業種別状況 保証利用企業者数・保証利用状況	
3.創業支援の取組	6	11.令和6年度 決算	24
4.経営支援の取組	8	収支計算書 収支計算書の用語解説 貸借対照表 貸借対照表の用語解説 財産目録 基本財産について	
経営改善支援 事業再生支援 事業承継支援		12.コンプライアンス態勢	29
5.令和6年度 事業報告	12	コンプライアンス経営の重視 基本的姿勢 コンプライアンス組織体制図	
概況 業績		13.個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)	30
6.令和7年度 経営計画	14	14.協会概要	32
業務環境 事業計画 重点課題		事務分掌図 役員名簿 本・支店の担当区域	
7.信用補完制度	16		
信用補完制度のしくみ 業務の流れ			

※本誌中の金額および構成比は四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

ごあいさつ

日頃は、静岡県信用保証協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

信用保証協会は、法律に基づいて設立され、中小企業・小規模事業者の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に保証人となって借入を円滑にする公的機関であり、企業の安定と繁栄および地域経済の発展に貢献することを使命としています。

本誌は、信用保証制度の仕組みや役割に係る解説のほか、静岡県信用保証協会の経営計画、業務実績、財務状況、具体的な取組などについて分かり易く説明したものであります。本誌を通じて、多くの方々に当協会に対する理解を深めていただき、信用保証制度の有効な活用に役立てていただければ幸いに存じます。

さて、県内の景気は緩やかに回復しているとされておりますが、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、人手不足や原材料・エネルギー価格高騰の影響を受けるなど、依然として厳しい状況にあると認識しております。当協会においては、令和6年7月以降、コロナ禍から続いていた各種資金繰り支援をコロナ禍前の水準に戻し、経営改善・事業再生支援に重点を置いた支援への転換を図ってきたところであります。

また、足元では米国の関税措置等により経済を巡る不確実性が高まっており、その動向によっては地域経済への影響が懸念されるため、当協会では特別相談窓口の設置や適時適切な保証により、県内企業の資金繰りに重大な支障が生じないよう、個々の実情に応じた柔軟な対応に努めております。

このような中、「第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づく「令和7年度経営計画」に従い、「中小企業に寄り添い、地域から必要とされる協会」を目指し、行政や金融機関および関係機関と連携して県内企業の経営の安定と発展に貢献してまいります。

当協会では、令和6年度から金融支援や経営改善・事業再生支援をはじめ、創業支援、成長・発展支援、事業承継・生産性向上支援の全てを包括して「経営発展支援」と位置づけ、「マイナスをプラスに、ゼロもプラスに、プラスはさらにプラスに」という前向きな意識を持って県内企業の企業価値向上を推進しており、この実現のため、保証部門と経営支援部門が一体となり、企業支援全般について緊密な連携を図ってまいります。

令和7年度につきましては、信用保証付き融資とプロパー融資を組み合わせた「協調支援型特別保証」の活用やスタートアップ支援に取り組むほか、地域に根差した公的機関としての使命や社会的責任を果たすため、協会経営の健全性を保ち、コンプライアンス意識を高めるとともに、人材育成の取組を強化し、SDGs、脱炭素、BCP、脱経営者保証等の様々な社会的課題に対しても積極的に取り組んでまいります。

今後も、企業に寄り添うことのできる協会として、また、社会の要請に的確かつ迅速に対応する専門家集団を目指して、関係機関のご協力をいただきながら、中小企業・小規模事業者の経営の安定と繁栄のサポートに役職員一丸となって取り組んでまいります。

令和7年7月



会長 吉林 章仁

プロフィール

創	立	昭和24年12月1日
認	可	昭和24年11月26日
人	格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく認可法人
目	的	本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。(定款第1条)
基 本 財 産		783億7,490万円 《内訳》・基金 40億5,338万円 ・基金準備金 743億2,152万円
保証債務の最高限度		基本財産の60倍(定款第7条)
保 証 債 務 残 高		件数 101,317件 金額 1兆528億151万円
保証利用企業者数		46,678企業(県内対象事業者数108,727企業の内、保証利用度42.93%) ※県内対象事業者数：中小企業白書2025年版「6表 都道府県別規模別企業数(民営、非一次産業、2021年)」
理	事	17名(非常勤12名)
監	事	4名(非常勤3名)
職	員	189名(男性120名、女性69名)
事 業 所		本店(静岡市)、浜松支店、沼津支店

※令和7年3月31日現在

信用保証協会とは【信用保証協会事業の基本理念】

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

協会章

協会章は、昭和36年6月、創立10周年の記念事業の一つとして制定されました。

S(静岡県)、**S**(信用)、**H**(保証協会)の各頭文字が組み合わされたデザインの特徴は、ご覧のように富士川・安倍川・大井川・天竜川の清流を模し、また、「**h**(H)」は日本語の“人(ひと)”をも表わしています。

人という文字は、ひとりでは何もし得ず、皆の力で支え合うことの大切さが諭されています。この徽章とともに、明日への前進を目指しています。

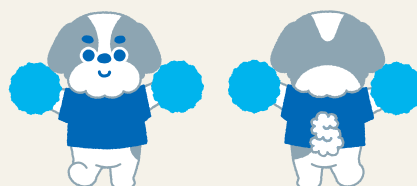


協会章

オリジナルキャラクター「しずぽ」

当協会をより身近に感じていただきたいという思いから、創立75周年となる令和6年12月1日に誕生しました。

がんばる中小企業者をサポートする応援団で、静岡県と信用保証協会の「S」をさりげなくしずぽで表現しています。



名前の由来

「しずぽ(信用保証) × 静岡県 × シーズー犬」

プロフィール

【性格】心やさしく誠実、お客様の成功を誰よりも願っている

【チャームポイント】まんまるボディと「S」字のしずぽ

1 事業方針

信用保証協会の役割

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき昭和24年に設立された認可法人です。中小企業の方々が金融機関から事業融資を受ける際に、公的な保証人として借入をサポートするとともに、金融機関や関係機関と連携して企業の創業支援や経営改善をはじめとした様々な支援を行います。

基本理念

静岡県信用保証協会は、中小企業のために存在していることを自覚し、信用保証を通じて中小企業の経営の安定を支援し、静岡県の社会、経済の発展に貢献します。

行動指針

① 私たちは、中小企業のパートナーとしてライフステージに応じた伴走型の支援を行います。

中小企業のライフステージに応じて発生する様々な経営上の課題にきめ細やかに対応し、創業支援から経営改善支援、再生支援まで伴走型の支援を行います。

② 私たちは、中小企業の多様な資金需要に応じた支援を行います。

中小企業の状況に応じた多様な資金需要に応じられるよう、金融機関や行政、各支援機関と密接に連携し、企業に寄り添って信用保証業務を行います。

③ 私たちは、社会の要請に的確かつ迅速に対応する専門家集団を目指します。

社会の要請に応じた革新性や創造性を発揮できる人材の育成を図るとともに、職員の一人一人が資質の向上に努め、中小企業から信頼される専門家集団を目指します。

④ 私たちは、地域社会の一員であることを自覚して行動します。

職員が働きがいを感じ、誇りを持てる職場づくりを目指すとともに、地域社会の一員であることを自覚して、静岡県の地域社会、経済の活力ある発展に貢献します。

10年ビジョン (令和6年3月制定)

「中小企業に寄り添い、地域から必要とされる協会を目指す」

2 令和6年度の取組

令和6年度の主な活動内容をご報告します。

■外部評価委員会および信用保証業務推進協議会の開催

「外部評価委員会」では、当協会の経営計画およびその実績や取組に対して自己評価を行うとともに、中立的な立場の外部評価委員から、透明性・客観性の高い評価を受け、その結果を公表しています。

「信用保証業務推進協議会」では、協会業務の向上と発展を目的に、当協会と静岡県、商工団体、金融機関等の関係諸機関による意見交換を行っています。

両会議の中でいただいたご意見を今後の協会業務に活かし、県内中小企業・小規模事業者の発展に貢献できるよう努めていきます。



外部評価委員会

■金融機関合同勉強会の開催

県内東部・中部・西部の3か所にて、これからの地域金融を担う銀行、信用金庫および当協会の若手職員が、相互理解や連携強化を図ることを目的として、「金融機関合同勉強会」を開催しました。

県内金融機関から合計102名の方にご参加いただき、グループワークによる事例研究パートでは各自の知識や経験を持ち寄って活発な議論が交わされるなど、組織の垣根を越えた交流が図られました。



金融機関合同勉強会

■大学での信用保証制度講座の開催

金融教育による地域貢献活動の一環として、静岡県内の大学において、「中小企業金融と信用保証協会の役割」等の講座を開催し、中小企業金融の基礎知識や信用保証協会の果たしている役割等の説明を行いました。



静岡県立大学での講義

令和6年度の開催実績

令和6年 6月	静岡県立大学
令和6年11月	静岡産業大学

■業務改善運動 (ssh運動) の実施

職員が身近な業務を見直し、自発的に改革・改善を実践することにより、生産性の向上につなげるとともに、中小企業・小規模事業者へのサービス向上を図ることを目的として「ssh運動」を実施しています。

令和6年度は、職員から125事例の自発的な改善提案がありました。



提案事例発表会

- ① 職員の創意工夫(s)を促す。
- ② 仕事の生産性(s)を向上させる。
- ③ 顧客へハイクオリティ(h)なサービスを提供する。

※名称は静岡県(s)信用(s)保証協会(h)の頭文字となっています。

■女性サミットの開催

女性の活躍を促進し、男女ともに活躍できる持続可能な未来を築くことを目的として、令和7年2月27日から28日の2日間、当協会において、信用保証協会の女性役員による「女性サミット」を初めて開催しました。本サミットには、女性役員がいる青森、秋田、千葉、東京、大分、静岡の6協会と、オブザーバーとして愛知、福岡の2協会の計8協会が参加し、役員6名のほか随行者など計19名の女性が参加しました。

会議では、「自らの経験を踏まえた女性の活躍と次世代に託すこと」と「男女ともに活躍できる持続可能なしくみ」の2つのテーマについて、女性役員による活発で忌憚のない意見交換が行われました。



参加した女性役員

■広報活動

当協会の概況や取組内容、保証利用企業の紹介等を掲載した、「SEASON REPORT」を四半期ごとに発行しています。今後も内容の充実に努め、中小企業者に有益な情報を積極的に発信していきます。



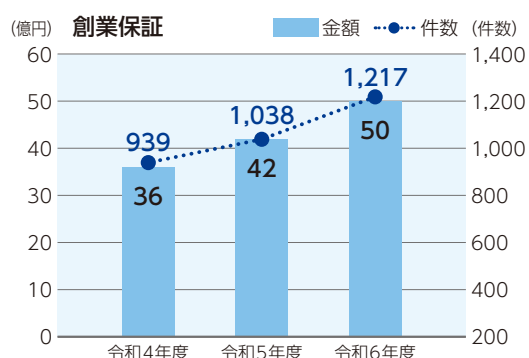
3 創業支援の取組

創業の促進は、雇用機会の創出や地域経済の活性化に資する中小企業施策の重要な柱です。県内で多くの創業チャレンジを促すべく、行政や地域の支援機関等と協力して、創業支援および創業後のフォローアップ支援に取り組んでいます。

1 創業保証

創業を支援する保証制度を積極的に活用し、創業者および創業ステージにある企業の資金需要に対応しました。令和6年度の創業保証の承諾は、1,217件、50億円となりました。うち540件、21.6億円は、静岡県県の県制度融資である「開業パワーアップS」の取扱いとなっています。

また、創業期の経営者保証を不要とする全国統一制度「スタートアップ創出促進保証」を活用し、創業の促進に取り組んでいます。同制度の承諾は、106件、7億円となりました。



「開業パワーアップS」のリーフレット

「開業パワーアップS」は、創業の促進を目的に静岡県と当協会の負担により保証料負担をゼロとする県制度融資です。

対象者は、創業予定者および創業から1年未満で、協会を初めて利用される方です。

2 相談窓口、出張相談

創業者をはじめとした中小企業・小規模事業者が気軽に相談できる窓口を、当協会の3部支店（本店営業部・浜松支店・沼津支店）に設置しています。中小企業診断士等の経験豊富な職員による相談体制を整え、創業計画の作成や創業時の課題への対応など幅広く受け付けています。

また、商工団体と連携し、商工団体が開催する「金融・経営相談会」等に当協会職員が参加し、相談機会の充実を図りました。



創業ガイドブック

3 創業支援チームによる支援

3部支店（本店営業部・浜松支店・沼津支店）に設置している「創業支援チーム」が、創業者を訪問面談し、創業に関する相談に応じ、また創業後のフォローアップを行っています。

さらに、訪問面談を通じて経営上の課題がある先には、ニーズに合った中小企業診断士等の専門家の派遣を行っています。

令和6年度は、1,284企業に訪問面談を行い、61企業に専門家派遣を実施するなど、伴走支援に取り組みました。

4 ちあふるイベント（創業セミナー・マルシェ）

创业者の成長・発展支援を目的とした「創業セミナー」を企画し、県内3地区で各2回、マーケティングのコツなど創業時に必要な知識等について学ぶセミナーを開催しました。

また、セミナーでの学びを実践する出店体験イベント「第5回 ちあふるマルシェ」には28店舗が出店し、地元住民の方々を中心に406名のお客様にご来場いただきました。



創業セミナー



第5回 ちあふるマルシェ

5 専門学校生向けの「創業に関する講義」

将来の企業家の育成に貢献するため、県内の専門学校において、「創業に関する講義」を実施し、当協会職員が創業計画の立て方や資金調達の基礎などを説明しました。



静岡県美容専門学校での講義

令和6年度の開催実績

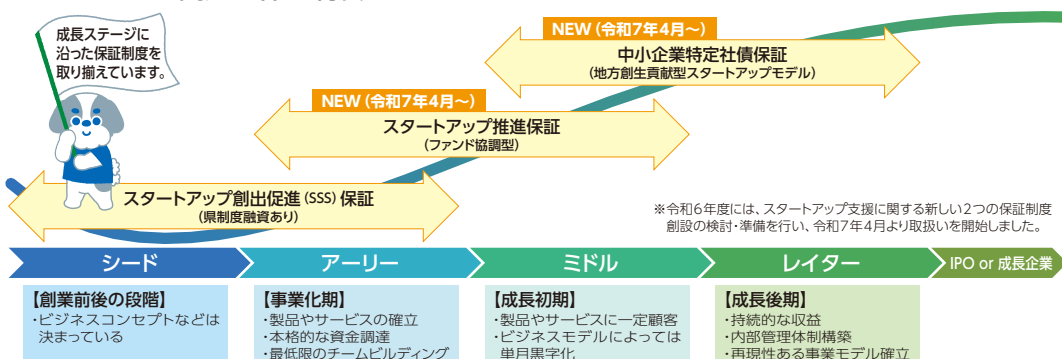
令和6年 9月	静岡県美容専門学校
令和6年 11月	沼津情報・ビジネス専門学校

6 スタートアップ支援

金融機関およびスタートアップ支援機関と連携協定を締結し、地域の未来を切り拓くスタートアップの挑戦を支援しています。

支援体制として本部部署に専任担当者を配置し、保証申込前の相談対応から保証後のフォローアップまで行います。

スタートアップ関連の保証制度



4 経営支援の取組

中小企業が抱える経営課題は高度化、複雑化しており、かかる課題に直面する中小企業に適切な支援を実施するためには、中小企業の実情にあわせた寄り添った支援が求められます。当協会は、金融機関や中小企業支援機関と連携し、中小企業の経営改善、事業再生および事業承継支援に取り組んでいます。

1 経営改善支援

(1) 経営改善支援への取組強化

当協会は、経営支援において「企業担当制」を導入することで、担当者が中小企業の状況を継続的に把握し、支援に取り組む体制を敷いています。担当者は、経営者との継続的な対話を通じて中小企業の経営課題等を確認し、その課題に応じて金融機関と連携し、早期支援につなげています。

自力での課題解決が困難な企業には専門家を派遣し、経営診断・助言による課題解決や経営計画策定による目標実現に向けた支援を行っています。専門家派遣にかかる費用は一部を除き、当協会が負担しています。

令和6年度は、中小企業の円滑な課題解決を進めるため、本格的な支援に入る前段階に実施する課題の抽出や整理を目的とした「コーディネート診断」を創設し、他の専門家派遣メニューとあわせて275企業（重複63企業あり）に対して専門家派遣を実施しました。

〔令和6年度〕専門家派遣実績

専門家派遣メニュー	概 要	企業数
①コーディネート診断	企業が抱える経営課題抽出と整理、解決策を検討するための支援	40企業
②ワンポイント診断	企業が抱える特定の経営課題の解決を支援	63企業
③計画策定支援Light	特定の課題を解決するアクションプランの作成を主眼とした簡易な経営改善計画の策定支援	32企業
④経営診断	企業が抱える様々な経営課題の解決を支援	34企業
⑤計画策定支援	経営改善計画の策定支援	24企業
⑥フォローアップ診断	過去に「ワンポイント診断」「経営診断」「計画策定支援Light」「計画策定支援」を実施した企業のフォローアップ支援	82企業

※①～⑤は63企業重複あり。

(2) 相談体制の充実

経営課題を抱える中小企業から直接の相談に対応する「総合相談センター」を静岡・浜松・沼津の本支店に設置しています。

令和6年度は、同一拠点にあった保証部門と経営支援部門を統括する部支店長を配置し、様々な課題に向き合う中小企業に対し、金融と経営の両面からライフステージに応じた切れ目のないワンストップ支援を行う体制を整備しました。

(3) 経営発展セミナーの開催

経営発展の必要性和その取組方法について参加者に理解を深めてもらうことを目的に「経営発展セミナー」を開催しています。

令和6年度のセミナーは、12月10日に開催し、講師として三光製作株式会社／三光ホールディングス株式会社代表取締役社長CEO 山岸洋一 氏を招き、「育てるのか？ それとも、育つのか？ ～まちこうばの人財戦略を考える～」と題してご講演をいただきました。中小企業、支援機関や金融機関など会場45名、オンライン配信34名の合計79名が参加しました。



会場の様子



三光製作株式会社／三光ホールディングス株式会社
代表取締役社長CEO 山岸洋一 氏

(4) 中小企業大学校サテライト・ゼミの開催

中小企業の人材育成を支援するため、中小企業基盤整備機構 中部本部と連携し、中小企業大学校サテライト・ゼミを県内3ヶ所で開催しています。6月に浜松市で「チームマネジメント講座」を、10月に沼津市で「コミュニケーション講座」を、12月に静岡市で「リーダーシップ講座」を開催し、合計81名の方が受講しました。

「サテライト・ゼミ」は、中小機構が中小企業大学校を地域で開催する取り組みで、当協会が受講費用の半額を補助することによって、より一層受講しやすい環境を提供しています。

(5) 中小企業等への支援に関する覚書の締結

令和6年10月に公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下、「日本技術士会」という。）と、県内中小企業等の様々なニーズに対して連携して支援することを目的として、「中小企業等への支援に関する覚書」を締結しました。

県内中小企業等の様々な課題やニーズに対して、日本技術士会が実施する技術面の支援と信用保証協会が実施する経営面の支援を相互に連携・協力することにより、円滑な事業承継や新たな事業展開等、県内中小企業者の発展に寄与していきます。



締結式の様子

(6) 経営改善にかかる支援機関との連携

経営改善に取り組む企業、特に小規模事業者については、計画策定支援を行う「認定経営革新等支援機関」と連携し、静岡県中小企業活性化協議会による経営改善計画策定支援事業や早期経営改善計画策定支援事業の利用を促進しています。

当協会では、事業者に対して効果的な経営支援を実施するため、静岡県産業振興財団のほか、県内の商工会議所・商工会、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫、INPIT 静岡県知財総合支援窓口、次世代自動車センター浜松、静岡県国際経済振興会（SIBA）、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構等と連携し、企業の経営課題解決や各支援機関の強みを活かした支援に取り組んでいます。

2 事業再生支援

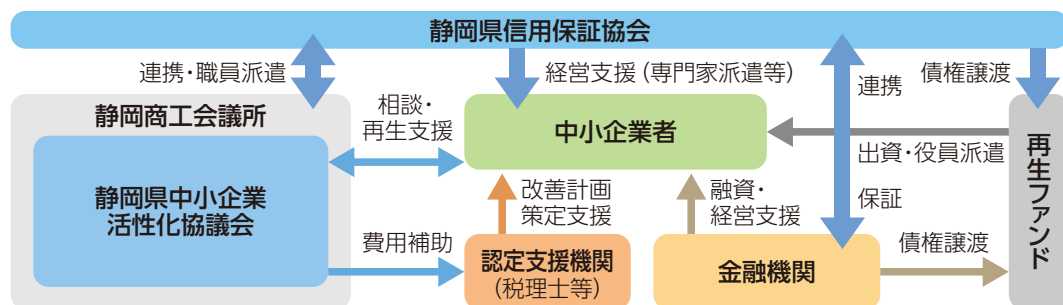
(1) 静岡県中小企業活性化協議会との連携や抜本的な再生支援

地域経済への影響が大きく事業再生が必要な企業については「静岡県中小企業活性化協議会」の活用が有効となります。

同協議会へは協会職員が1名出向しており、中立的な立場から金融機関間の調整に努めるとともに、同協議会の運営に協力しています。

また、当協会では、企業の費用負担を軽減させるため、必要に応じて計画策定費用の一部を負担しているほか、抜本的な再生支援のための債権放棄に応じる等、地域経済や雇用への影響を十分に考慮し、事業再生支援に取り組んでいます。令和6年度は、再生案件に対する抜本支援として、求償権放棄を1企業、第二会社方式による実質放棄を5企業に実施しました。

事業再生支援関係図（概略）

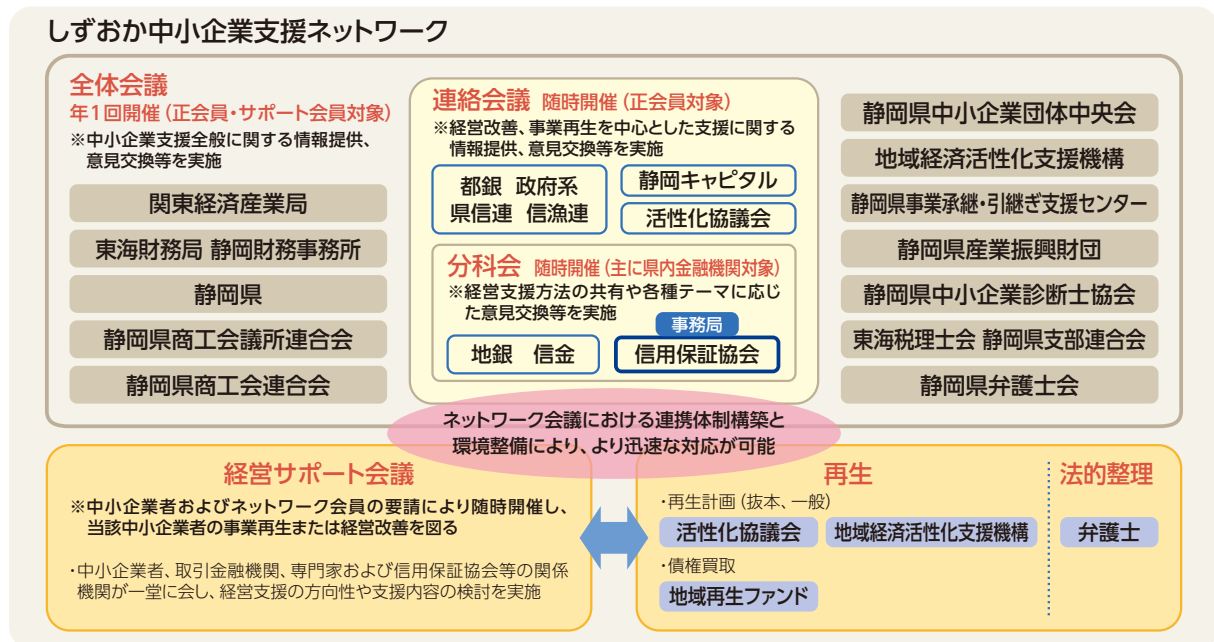


(2) しずおか中小企業支援ネットワークの運営

行政・金融機関・商工団体・中小企業支援機関等の全36機関の会員による「しずおか中小企業支援ネットワーク」は、県内企業に対する経営改善を促す環境を整備し、地域経済を活性化させることを目的としており、当協会が事務局を務めています。

令和6年度は、全体会議、連絡会議を各1回、分科会を2回開催し、情報提供や意見交換・支援事例の紹介等を行い、経営支援の連携強化を図りました。

また、個別企業の支援を目的とした「経営サポート会議」を22回開催しました。



3 事業承継支援

(1) 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターと連携した事業承継支援への取組強化

近年、経営者の高齢化や後継者問題などにより事業承継は大きな課題となっているものの、事業承継には、税務や財務などの専門的な知識が必要となります。

当協会では円滑な事業承継を促進するため、本支店に配置した「事業承継支援チーム」が中小企業を訪問し、必要に応じて保証制度の案内や専門家派遣を実施するほか、「静岡県事業承継・引継ぎ支援センター」への仲介等を行い、事業承継に係る課題解決を支援しています。

なお、同センターには、職員が1名出向しており、同センターと連携を強化しています。

(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部と連携した支援

事業承継を予定している中小企業経営者や承継予定者の方を対象に、独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部のアドバイザーが同席する「事業承継相談会」を無料で定期的に開催しています。

(3) 信用保証制度の活用

事業承継に必要な幅広い資金ニーズに対応するため、信用保証制度を活用した金融支援を実施しています。特に、「事業承継特別保証」や「経営承継借換関連保証」は、事業承継時に後継者確保のネックとなっている経営者保証の解除を可能とする制度であり、両制度の活用により事業承継を後押ししています。

5 令和6年度 事業報告

概況

「令和6年度経営計画」において、保証、経営支援・期中管理、回収、その他間接の各部門における重点課題および施策を設定し、中小企業の多様なニーズに応じた金融支援や経営支援に取り組むことで、「中小企業に寄り添い、地域から必要とされる協会」を目指し、顧客満足度の向上に努めました。

業績

	計画額	実績
保証承諾	2,100億円	2,169億円
保証債務残高	10,000億円	10,528億円
代位弁済	240億円	147億円
求償権総回収	35.0億円	33.3億円

1 保証の状況

(単位:億円、企業数)

	保証承諾		保証債務残高			保証利用企業者数	
	実績	前年比	計画額	実績	前年比		前年比増減数
本店営業部	745	71.5%	3,310	3,364	90.4%	15,278	▲586
浜松支店	708	67.7%	3,330	3,509	91.6%	16,157	▲197
沼津支店	716	73.3%	3,360	3,655	91.5%	15,243	▲364
合計	2,169	70.8%	10,000	10,528	91.2%	46,678	▲1,147

令和6年度末の保証債務残高は、101,317件(企業数46,678企業)、1兆528億151万円で、前年度比は件数で96.3%(企業数97.6%)、金額で91.2%となり、前年度末から1,017億3,208万円の減少となりました。

令和6年度はカーボンニュートラル実現に向けて取り組む「GX推進保証」等の推進に努めたことにより、保証承諾は対前年度比70.8%と下回ったものの計画比では103.3%の2,169億円となりました。

2 代位弁済の状況

(単位:億円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度			
	実績	代位弁済率	実績	代位弁済率	計画額	実績	前年比	代位弁済率
本店営業部	39	0.84%	49	1.20%	68	50	101.9%	1.41%
浜松支店	41	0.89%	50	1.21%	84	46	93.5%	1.27%
沼津支店	45	0.98%	61	1.44%	88	51	84.4%	1.35%
合 計	124	0.90%	159	1.28%	240	147	92.6%	1.34%

※「代位弁済率」＝代位弁済額÷保証債務平均残高(月末の保証債務残高の年間単純平均)

令和6年度の代位弁済は、1,453件(企業数529企業)、147億2,399万円となり、前年度比は、件数で95.5%(企業数106.7%)、金額で92.6%、11億7,562万円の減少となりました。

代位弁済額は、過去最高となった平成24年度の442億円をピークに9期連続で減少が続いた後、令和4年度からは増加傾向にあったところ、令和6年度は金融支援や経営支援の取組効果等もあり再び減少に転じました。

3 求償権の回収状況

(単位:億円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
	実績	実績	計画額	実績	前年比
合 計	32.9	33.1	35.0	33.3	100.5%

令和6年度の総回収額は、33億3,016万円、前年度比100.5%となりました。

第三者保証人の原則非徴求や不動産担保に依存しない保証の推進等により、回収環境が年々厳しくなっているなか、前年並みの回収実績となりました。

4 基本財産の状況

当期の収支差額は31億3,008万円となり、うち15億円を収支差額変動準備金へ、残額を基本財産へ繰り入れました。

この結果、期末における基本財産は783億7,490万円となり増強が図られました。

6 令和7年度 経営計画

業務環境

静岡県の景気動向は、コロナ禍から社会経済活動が平常時に戻り、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要に伴う消費の拡大、企業活動における設備投資の活発化などから、緩やかながら回復基調にあります。先行きについては、全体として緩やかな回復が続くことが期待される一方、人手不足や原材料・エネルギー価格の高騰に加え、世界経済の下振れリスクや今後の米国の政策動向等を十分に注視していく必要があります。

また、県内の中小企業・小規模事業者数は減少傾向にあり、スタートアップを後押しする創業支援やその環境整備、中小企業の生産性向上や円滑な事業承継に向けた取組等の加速が、喫緊の課題となっています。

事業計画

	金 額	対前年度計画比	対前年度実績比
保 証 承 諾	2,100億円	100.0%	96.8%
保証債務残高	9,500億円	95.0%	90.2%
代 位 弁 済	200億円	83.3%	135.8%
求 償 権 回 収 [*]	32億円	94.1%	98.1%

※総回収額から費用等の回収分を除いた実際回収額

重点課題

1 中小企業の多様なニーズや課題解決への対応

同一拠点に設置した保証部門と経営支援部門の連携を深化し、金融支援と経営支援の一体的かつ柔軟な対応に努め、中小企業の実情に応じた効果的な支援に取り組めます。

中小企業のライフステージにおいては、創業支援、成長・発展支援、事業承継支援等にきめ細かく対応し、スタートアップ支援体制の強化や経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組を推進するとともに、脱炭素・人手不足等の様々な社会的課題の解決に取り組む中小企業を積極的に支援します。

2 金融機関との連携強化

地域を支える重要なパートナーである金融機関とは、「金融機関合同勉強会」、「個別勉強会・事例研究会」等を継続的に開催して金融機関の担当者と企業支援の情報やノウハウの共有を図り、相互の連携を深めます。

また、協会職員が金融機関を訪問して行う「個別案件相談会」の開催や「簡易案件相談」の活用により、事前相談の機会を充実させ利便性の向上を図ります。

3 顧客満足度の向上

保証審査や各種支援にあたっては、職員一人一人が協会の顔という意識を持ち、中小企業や金融機関に対して親切かつ丁寧な対応を行います。

また、内部勉強会やOJT等により専門家集団として能力を高めることで、中小企業や金融機関の様々なニーズに応えられる体制を強化し、顧客満足度の向上を図ります。

このように職員を当協会の「人財」と捉え、人的資本経営の考え方を一層進めていくために、担当業務を見直し、効率化を図るとともに、人材育成および職場環境の充実をさらに推進していきます。

4 ライフステージに応じた経営支援への取組強化

経営支援部門と保証部門との連携により、人手不足に悩む先など、早期に経営支援が必要な先を経営支援部門につなげ、生産性向上・経営改善等の専門家派遣や外部支援機関と連携した支援を実施します。

経営支援部門においては、企業担当制を継続し、ターゲットを絞った伴走型の経営支援に取り組むとともに、定量的な効果検証を行い、その自己評価と再検証を継続的に行うことで、より効果的な経営支援につなげます。

また、事業再生支援を効果的に進めるため、「静岡県中小企業活性化協議会」等と連携して事業再生計画の策定をはじめ継続的な支援に取り組みます。

5 中小企業支援機関との連携強化

当協会が事務局を務める「しずおか中小企業支援ネットワーク」の運営を通じて、構成会員である行政や金融機関、経済団体、士業団体等との連携を強化し、地域が一体となって県内企業の経営発展を促す環境整備を進めます。

また、中小企業支援機関との連携を強化し、当協会がハブ機関の一つとして各支援機関の強みを活かした効果的な支援に取り組みます。

6 信頼される組織運営

信用保証業務は社会に必要不可欠なインフラであることを自覚し、コンピュータシステムの安定運用を図るとともに、保証申込受付の電子化をはじめとした各種業務のデジタル化を推進し、利便性の向上や業務の効率化に取り組みます。

また、信用保証協会の公共的使命や社会的責任を十分に果たすため、令和7年度の「コンプライアンス・プログラム」に掲げた内容を計画的かつ確実に実行し、引き続きコンプライアンス態勢の強化に取り組みます。

さらに、反社会的勢力等による信用保証制度の利用を未然に防止するため、「静岡県信用保証協会・警察等連絡会」の活用により関係機関との情報共有や連携を一層強化することで適切な対応を図ります。

7 社会や地域への貢献と情報発信

SDGsへの貢献や地方創生の取組を推進するとともに、協会内に設置した「広報・サービス向上推進委員会」において年間の広報活動計画を策定し、計画的かつ積極的な広報活動を展開します。随時更新するホームページやLINE、季刊誌等の充実を図り、協会が果たしている役割や具体的な取組を広く発信するほか、オリジナルキャラクター「しずぼ」の活用やマスコミを通じたパブリシティの活用により、社会的な知名度・理解度・信頼度の向上に努めます。

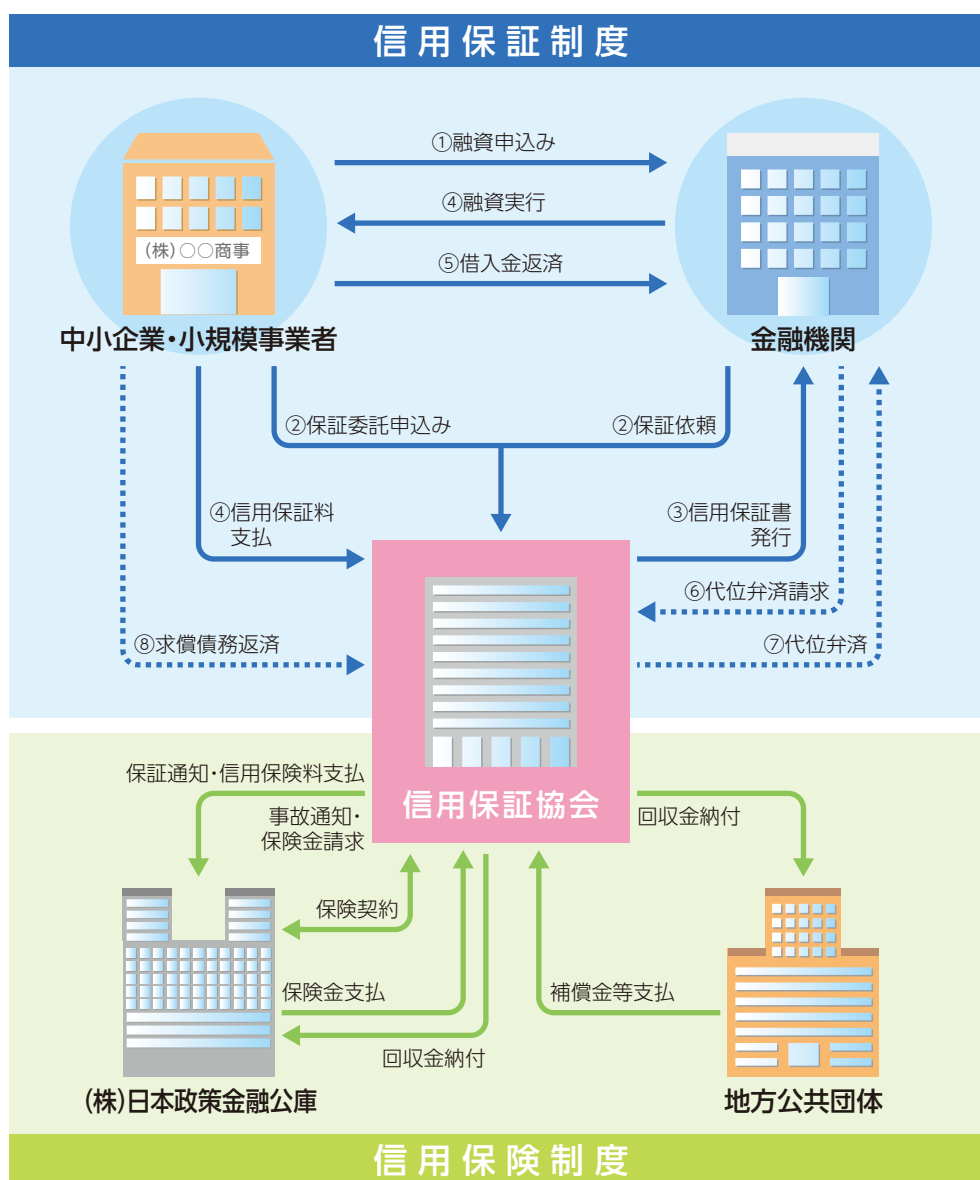
7 信用補完制度

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が公的な保証人となって借入れを容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は、保証債務の履行（代位弁済）という信用保証協会のリスクを政府出資の株式会社日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

この2つの制度を総称して「信用補完制度」といいます。

信用補完制度のしくみ



業務の流れ



◆ 県・市町と信用保証協会との関係

県および市町では、県内中小企業・小規模事業者の金融の円滑化を図るため、当該地域の特性やニーズに応じて、制度融資を設けています。県の制度融資については、当協会と県との間に損失補償契約を締結しており、当協会は代位弁済の際に損失補償金を受領し、その後の回収に応じて県に返納しています。

8 信用保証の内容

業歴・所在地等

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は居住している住居または事業所のいずれかを静岡県内に有している方が対象となります。

※保証制度によっては、静岡県内の業歴等資格要件を定めている場合があります。

事業者の規模

資本金または常時使用する従業員数が下表に該当する法人・個人が対象となります。

(いずれか一方が該当すれば対象となります。)

業種 (保証対象外業種を除く)	資本金	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運送業・旅行業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業 (飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
医療法人等	—	300人以下

ただし、次の業種については下表のとおり規模が異なりますのでご注意ください。

業種 (保証対象外業種を除く)	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※保証制度によっては、特例で上記の規模を超える事業者についても対象となる場合があります。

対象業種

商工業のうち、ほとんどの業種でご利用いただけますが、農林漁業、金融・保険業、風俗関連営業等の一部の業種ではご利用いただけない場合があります。

また、許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

資金使途

事業経営に必要な運転資金・設備資金に限られます。

保証の利用限度額

(1) 一般保証（法人・個人は2億8,000万円、組合は4億8,000万円）

中小企業信用保険法における普通保険の限度額2億円（組合4億円）と無担保保険の限度額8,000万円（組合も同額）を合わせた2億8,000万円（組合4億8,000万円）となっています。

(2) 特別保証（一般保証とは別枠になります）

一般保証とは別枠で、中小企業信用保険の特例措置等に基づき各種の政策目的により創設された別枠保証による限度額が設けられています。

連帯保証人

必要となる場合があります。

ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

例外として、実質的な経営権を持っている方や、営業許可名義人の方などを連帯保証人としてお願いする場合もあります。

また、要件を満たしている場合等においては、経営者保証を不要とする取扱いも可能です。

担保

必要に応じ、土地、建物等の担保を提供していただきます。

ご利用いただけない方

次のいずれかに該当する方は、信用保証協会の保証をご利用になれません。

- ①税金、社会保険料を滞納し、完納が見込めない方
- ②手形、小切手、電子記録債権について不渡り、支払不能となっている方、銀行取引停止処分を受けている方
- ③信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方（求償権消滅保証の対象となる方を除く）
- ④信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- ⑤信用保証協会の保証付貸付または金融機関固有貸付について延滞等の債務不履行がある方
- ⑥休眠会社
- ⑦会社更生、民事再生等、法的整理手続中の方（事業再生保証の対象となる方を除く）
- ⑧保証申込みについて、金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- ⑨反社会的勢力、虚偽の申請者等

9 主な保証制度

企業のライフステージに応じた保証メニュー

当協会では、企業のライフステージや資金ニーズに応じた保証制度を用意しています。ここでは、その一部を紹介しますが、最寄りの当協会窓口まで相談いただければ、最適な保証制度をご案内します。

静岡県の融資制度 (当協会の保証利用)	
創業期	開業パワーアップ支援資金 開業パワーアップS
成長・安定・発展期	経営改善資金 短期経営改善資金
	経営革新等貸付 少子化対策・障害者雇用支援貸付
	脱炭素支援資金 成長産業分野支援資金
不況時	経済変動対策貸付 経営力強化資金
回復・再生期	再生企業支援貸付
事業承継期	事業承継資金
小規模企業向け	小口零細企業貸付
経済危機・自然災害	防災・減災強化資金 中小企業災害対策資金

各保証制度の詳細、そのほかの
保証制度についてはこちら →



当協会の保証制度			
創業関連保証		スタートアップ 創出促進保証	スタートアップ推進保証 (ファンド協調型)
普通保証	新規先特別保証 (ダッシュ)	ベーシック保証 (ベーシック10)	
事業者カードローン (カード2000)	当座貸越根保証 (当貸5000)	無担保当座貸越根保証	
中小企業特定社債保証 (地方創生貢献型)	事業者選択型経営者保証 非提供促進特別保証	メンバーズ保証	
GX推進保証	協調支援型特別保証	税理士連携 中小企業支援保証	
経営安定関連保証 (SN5号)			
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)		条件変更改善型借換保証 (リスク改善借換保証)	
事業承継特別保証		経営承継借換関連保証	
小口零細企業保証			
災害時発動型予約保証 (BCP特別保証)	激甚災害保証	危機関連保証	経営安定関連保証 (SN4号)

10 信用保証の動向

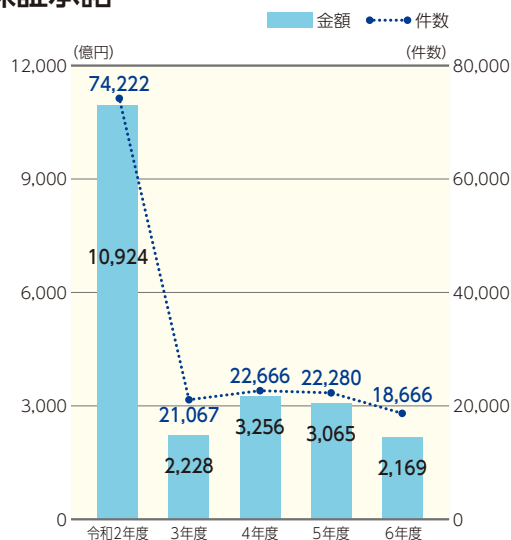
保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の各状況

令和6年度は、令和6年4月に取扱いを開始した「GX推進保証」を中心に継続的な資金繰り支援を実施したものの、保証承諾は減少となりました。保証債務残高についても、コロナ関連保証の償還を主因として減少傾向にあります。

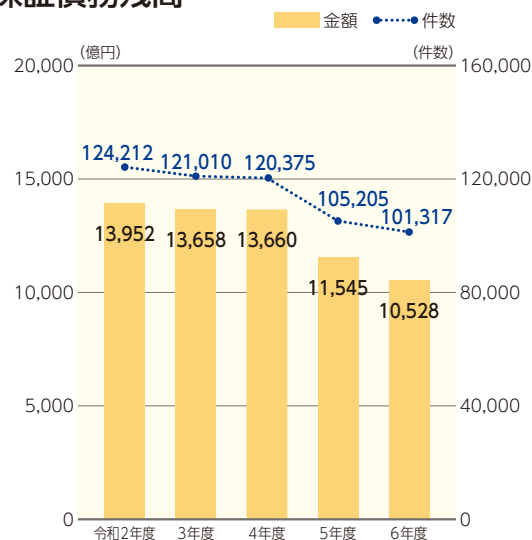
代位弁済は、過去最高となった平成24年度をピークに9期連続で減少した後、令和4年度から増加に転じたものの、令和6年度については減少となりました。

回収は、第三者保証人の原則非徴求や不動産担保に過度に依存しない保証の定着などによって年々環境が厳しくなっていますが、適切な債権管理と効果的・効率的な回収を図っています。

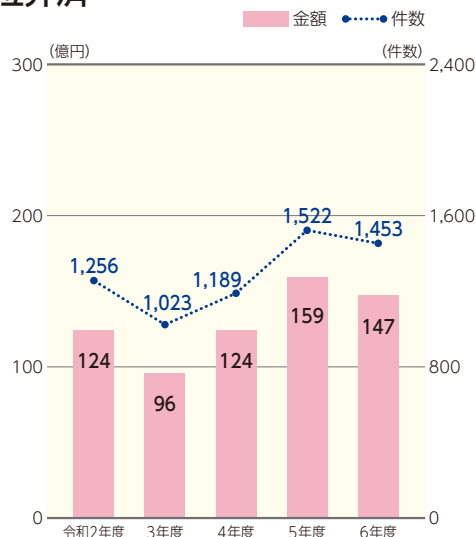
保証承諾



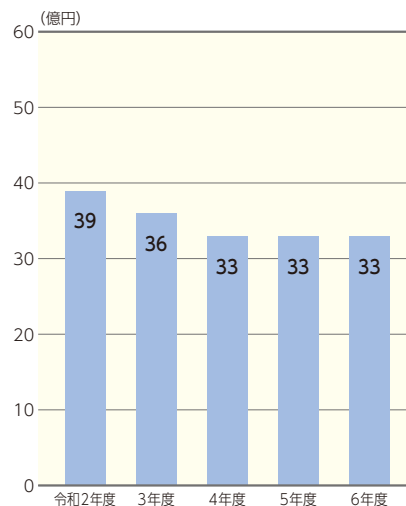
保証債務残高



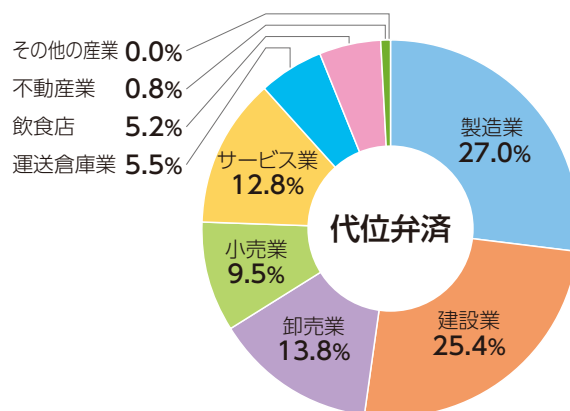
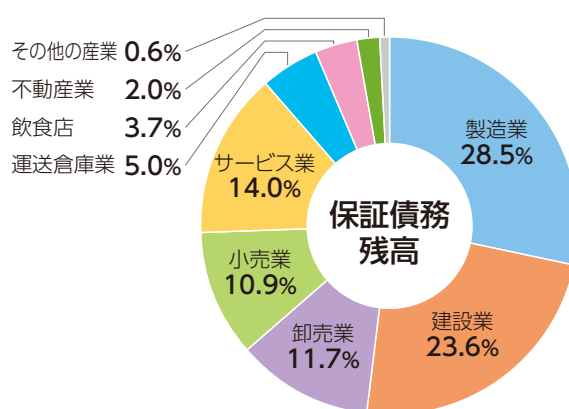
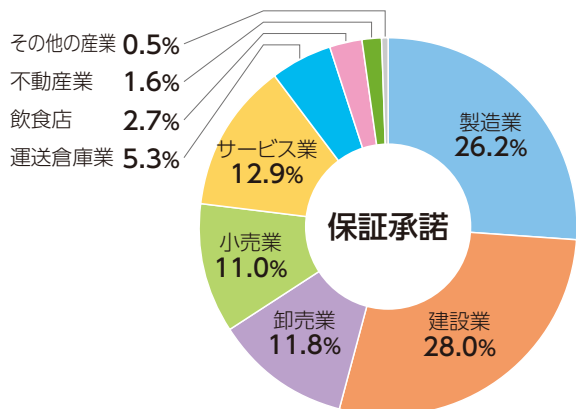
代位弁済



回収

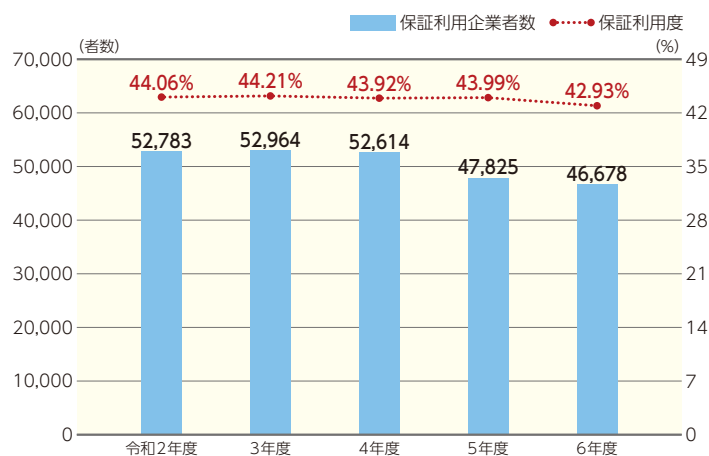


業種別状況 (令和6年度)



保証利用企業者数・保証利用状況 (5か年度推移)

保証利用企業者数・保証利用度



$$\text{保証利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数}}$$

※県内中小企業者数：108,727企業
(2025年版中小企業白書付属統計資料)

11 令和6年度 決算

収支計算書

保証債務の平均残高の減少に伴い、令和6年度の保証料収入、信用保険料支払額はいずれも前年度を下回り、経常収支差額は37億円となりました。経常外収支差額は、責任準備金の戻入額と繰入額の差額が8億円減少したこともあり、マイナス6億円となりました。これらの結果、今年度の収支差額は31億円となりました。

なお、収支差額については、収支差額変動準備金と基金準備金にそれぞれ2分の1ずつ繰り入れました。

(単位:円)

支 出		
科 目	令和5年度 (令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和7年3月31日まで)
経 常 支 出	8,393,731,944	7,833,021,141
業 務 費	2,848,207,479	2,922,660,939
借 入 金 利 息	0	0
信 用 保 険 料	5,478,080,437	4,711,644,304
責任共有負担金納付金	65,575,662	196,910,648
雑 支 出	1,868,366	1,805,250
経 常 収 支 差 額	4,348,975,437	3,754,919,350
経 常 外 支 出	22,445,804,059	21,913,794,681
求 償 権 償 却	13,676,358,820	13,547,275,295
譲 受 債 権 償 却	0	0
雑 勘 定 償 却	14,424,669	19,618,771
有価証券評価損	0	0
有価証券売却損	0	0
退 職 金	3,338,100	2,577,800
責任準備金繰入	7,633,076,863	7,113,627,985
求償権償却準備金繰入	1,117,076,980	1,228,438,956
そ の 他 支 出	1,528,627	2,255,874
経 常 外 収 支 差 額	▲ 39,213,993	▲ 624,837,854
当 期 収 支 差 額	4,309,761,444	3,130,081,496
収支差額変動準備金繰入額	2,100,000,000	1,500,000,000
基本財産繰入額	2,209,761,444	1,630,081,496

収 入		
科 目	令和5年度 (令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和7年3月31日まで)
経 常 収 入	12,742,707,381	11,587,940,491
保 証 料	11,322,965,088	9,956,552,606
預 け 金 利 息	18,269,362	43,150,409
有価証券利息配当金	372,248,992	401,069,041
調 査 料	0	0
延 滞 保 証 料	0	0
損 害 金	42,582,123	36,323,059
事 務 補 助 金	137,550,505	132,111,383
責任共有負担金	830,433,000	979,300,000
雑 収 入	18,658,311	39,433,993
経 常 外 収 入	22,406,590,066	21,288,956,827
償却求償権回収金	335,334,193	280,780,827
責任準備金戻入	8,912,222,546	7,633,076,863
求償権償却準備金戻入	1,018,212,392	1,117,076,980
求償権補填金戻入	12,137,417,024	12,258,022,157
保 険 金	11,242,347,421	11,132,259,813
損失補償補填金	895,069,603	1,125,762,344
有価証券評価益	0	0
有価証券売却益	0	0
補 助 金	0	0
そ の 他 収 入	3,403,911	0
制度改革促進基金取崩額	0	0
収支差額変動準備金取崩額	0	0

収支計算書の用語解説

支 出

業務費

信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

責任共有負担金納付金

責任共有制度において金融機関から受領した負担金の一部を、日本政策金融公庫へ納付しています。

求償権償却

年度末求償権のうち回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸倒引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積もって一定の割合を積み立てます。

その他

当期収支差額

全額基本財産（収支差額変動準備金を含め）に繰り入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で必要な基本財産の充実を図ります。

経常支出

経常外支出

収 入

保証料

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく保証料で当該決算期間に対応する額が計上されます。

預け金利息等

主に金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、有価証券等の利息配当金です。

責任共有負担金

責任共有制度において負担金方式を選択した金融機関が、過去の制度利用実績（代位弁済率等）に応じて協会に納める負担金を計上しています。

その他

責任準備金戻入

求償権償却準備金戻入

求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体・保証協会連合会等から受領した損失補償金からなっています。

その他

経常収入

経常外収入

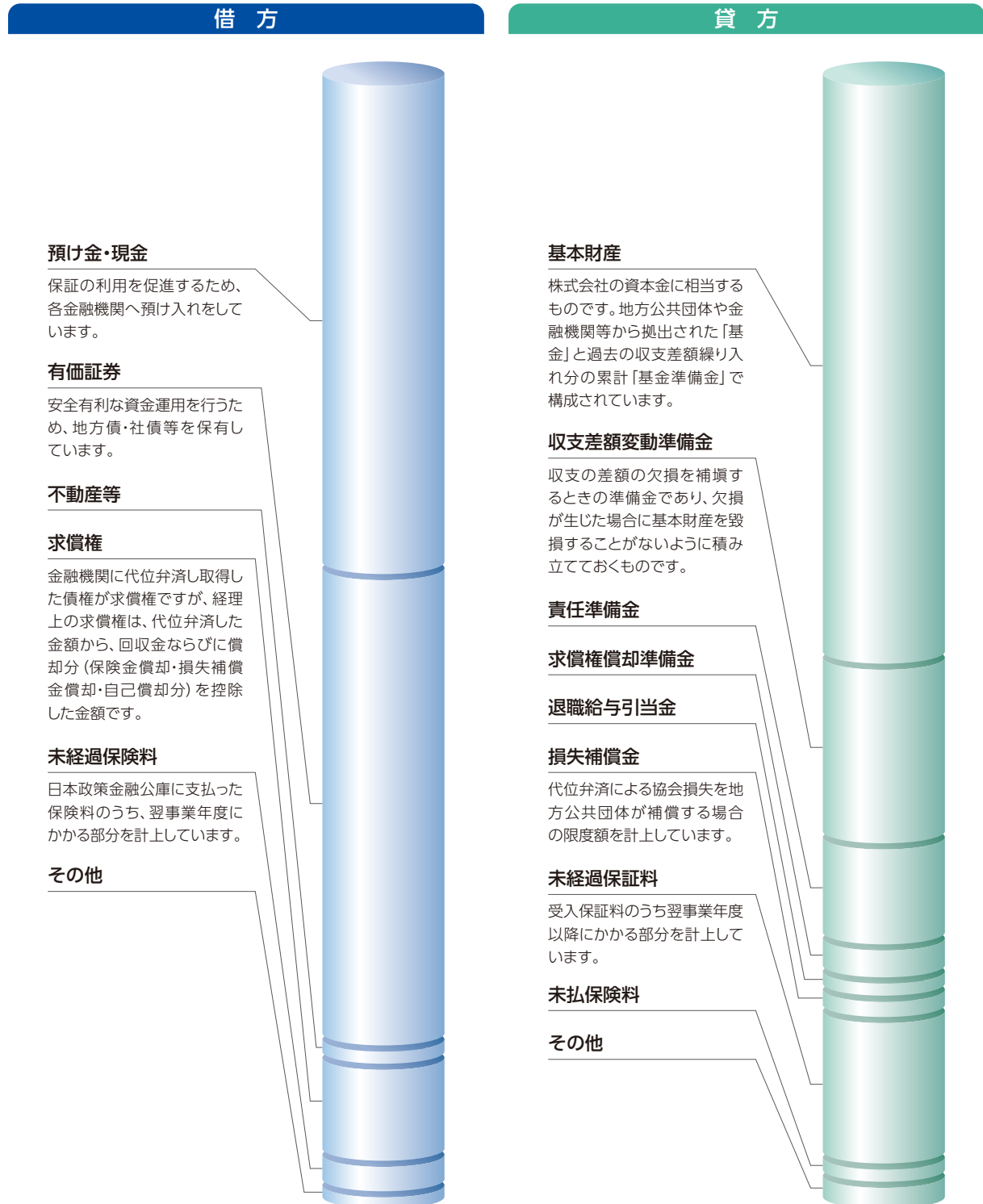
貸借対照表

(単位:円)

借 方			
科 目		令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
現	金	185,076	157,511
現	金	185,076	157,511
小	切 手	0	0
預	け 金	52,307,482,953	52,831,217,782
当	座 預 金	0	0
普	通 預 金	835,626,616	1,223,028,098
通	知 預 金	0	0
定	期 預 金	51,470,000,000	51,607,000,000
郵	便 貯 金	1,856,337	1,189,684
金	銭 信 託	0	0
有	価 証 券	86,152,611,148	84,821,294,695
国	債	0	0
地	方 債	52,497,060,000	48,269,994,000
社	債	33,600,000,000	36,500,000,000
株	式	13,950,000	13,950,000
受	益 証 券	0	0
新	株 予 約 権	0	0
フ	ァ ン ド 出 資	41,601,148	37,350,695
譲	渡 性 預 金	0	0
そ	の 他	0	0
動	産・不 動 産	274,927,039	271,566,334
事	業 用 不 動 産	252,460,166	245,360,380
事	業 用 動 産	22,466,873	26,205,954
所	有 動 産・不 動 産	0	0
建	設 仮 勘 定	0	0
損	失 補 償 金 見 返	10,560,649,257	9,838,089,281
保	証 債 務 見 返	1,154,533,592,807	1,052,801,514,150
求	償 権	4,615,047,256	4,559,077,422
譲	受 債 権	0	0
雑	勘 定	2,586,472,254	2,251,681,414
仮	払 金	256,875,647	41,634,751
保	証 金	0	0
厚	生 基 金	113,612,440	102,698,394
連	合 会 勘 定	0	0
未	収 利 息	85,550,167	116,541,557
有	価 証 券 未 収 入 金	0	0
未	経 過 保 険 料	2,130,434,000	1,990,806,712
合	計	1,311,030,967,790	1,207,374,598,589

貸 方		
科 目	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
基 本 財 産	76,744,820,808	78,374,902,304
基 金	4,053,379,000	4,053,379,000
基 金 準 備 金	72,691,441,808	74,321,523,304
制 度 改 革 促 進 基 金	0	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金	29,525,392,594	31,025,392,594
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0	0
責 任 準 備 金	7,633,076,863	7,113,627,985
求 償 権 償 却 準 備 金	1,117,076,980	1,228,438,956
退 職 給 与 引 当 金	2,009,984,000	2,107,886,600
損 失 補 償 金	10,560,649,257	9,838,089,281
保 証 債 務	1,154,533,592,807	1,052,801,514,150
求 償 権 補 填 金	0	0
保 険 金	0	0
損 失 補 償 補 填 金	0	0
借 入 金	0	0
長 期 借 入 金	0	0
(うち日本政策金融公庫分)	0	0
短 期 借 入 金	0	0
(うち日本政策金融公庫分)	0	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0	0
雑 勘 定	28,906,374,481	24,884,746,719
仮 受 金	1,203,337,059	115,842,260
保 険 納 付 金	174,405,024	257,925,344
損 失 補 償 納 付 金	29,777,557	35,975,145
未 経 過 保 証 料	27,442,811,237	24,408,688,715
未 払 保 険 料	3,576,669	2,053,558
未 払 費 用	52,466,935	64,261,697
有 価 証 券 未 払 金	0	0
合 計	1,311,030,967,790	1,207,374,598,589

貸借対照表の用語解説



※保証債務見返（資産）と保証債務（負債）は同額のため、この表からは除いてあります。

財産目録

(単位:円)

資 産			
科 目		令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
現	金	185,076	157,511
預	け	金	52,307,482,953
金	銭	信	託
		0	0
有	価	証	券
		86,152,611,148	84,821,294,695
動	産	・	不
		274,927,039	271,566,334
損	失	補	償
		金	見
		返	10,560,649,257
			9,838,089,281
保	証	債	務
		見	返
		1,154,533,592,807	1,052,801,514,150
求	償	権	
		4,615,047,256	4,559,077,422
譲	受	債	権
		0	0
雑	勘	定	
		2,586,472,254	2,251,681,414
合	計	1,311,030,967,790	1,207,374,598,589

負 債		
科 目		令和5年度 (令和6年3月31日現在)
		令和6年度 (令和7年3月31日現在)
その他有価証券評価差額金	0	0
責 任 準 備 金	7,633,076,863	7,113,627,985
求 償 権 償 却 準 備 金	1,117,076,980	1,228,438,956
退 職 給 与 引 当 金	2,009,984,000	2,107,886,600
損 失 補 償 金	10,560,649,257	9,838,089,281
保 証 債 務	1,154,533,592,807	1,052,801,514,150
求 償 権 補 填 金	0	0
借 入 金	0	0
雑 勘 定	28,906,374,481	24,884,746,719
合 計	1,204,760,754,388	1,097,974,303,691
正 味 財 産	106,270,213,402	109,400,294,898

基本財産について

◆ 基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、静岡県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の60倍（定款倍率といいます。）と定められています。

このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

◆ 基本財産の構成

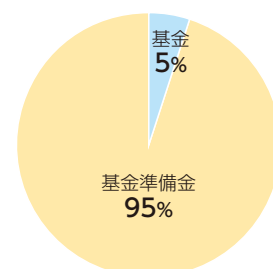
基本財産は（1）基金、（2）基金準備金で構成されています。

- （1）基金は、地方公共団体、金融機関等より拠出された出えん金と金融機関等負担金で構成されています。
- （2）基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(令和7年3月31日現在)

基本財産 783億75百万円	
(1) 基金	40億53百万円
出えん金	27億58百万円
金融機関等負担金	12億95百万円
(2) 基金準備金	743億22百万円



12 コンプライアンス態勢

コンプライアンス経営の重視

信用保証制度の成り立ちから考えても明らかなように、信用保証協会の公共的使命は大きく、その社会的責任も非常に重いものがあります。また、信用保証という基本的業務からすれば、信用保証協会にとっては、社会的信用そのものがその経営資源の基本であると考えられます。

当協会では、公共的使命に反し、その信用を損なうことがないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理をも含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することが重要であるとの観点から、コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンス・プログラムを策定し、役職員一丸となって実践していきます。

基本的姿勢

協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くしています。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

2 法令やルールの厳格な遵守

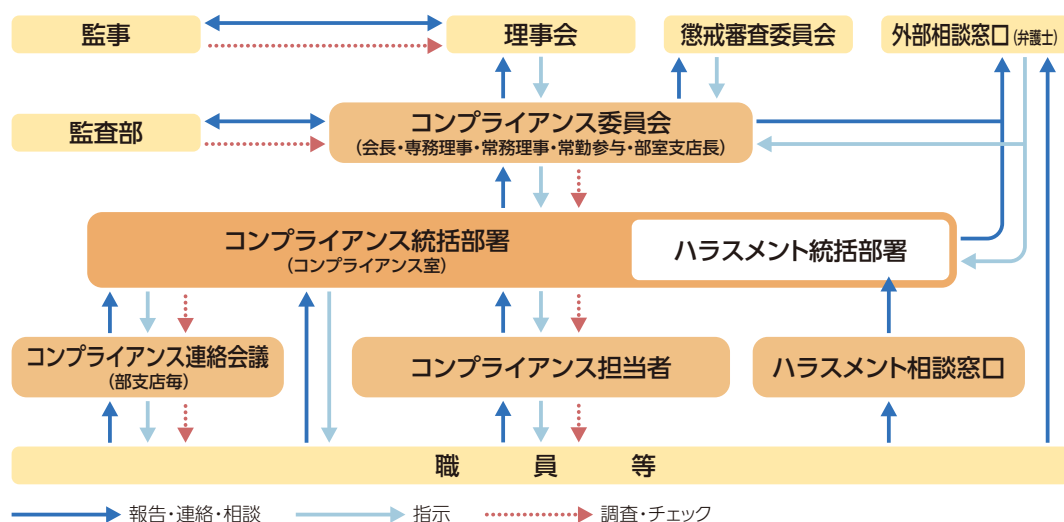
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

3 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

※3つの基本姿勢の内容は、平成10年1月に制定された信用保証協会倫理憲章に基づいて作成しています。

コンプライアンス組織体制図



13 個人情報保護宣言 (プライバシーポリシー)

静岡県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

- 当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のために、お客様の個人情報を適正に取得し、利用いたします。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

- お客様の個人データ(当協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直しいたします。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

- 当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直しいたします。

5 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、当協会窓口にて備え付けてある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参（またはご郵送）ください。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6および7の具体的な手続につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8（3）「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情への対応

- 当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等、第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

- 当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、下記のとおりです。

総務部

静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル6階
TEL.054-252-2120

経営企画部

静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル6階
TEL.054-252-2124

経営発展支援部

静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル6階
TEL.054-252-2124

債権管理部

静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル5階
TEL.054-252-2122

コンプライアンス室

静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル6階
TEL.054-252-2127

本店営業部

静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル5階
TEL.054-252-2121

浜松支店

浜松市中央区田町330-5 遠鉄田町ビル6階
TEL.053-458-1212

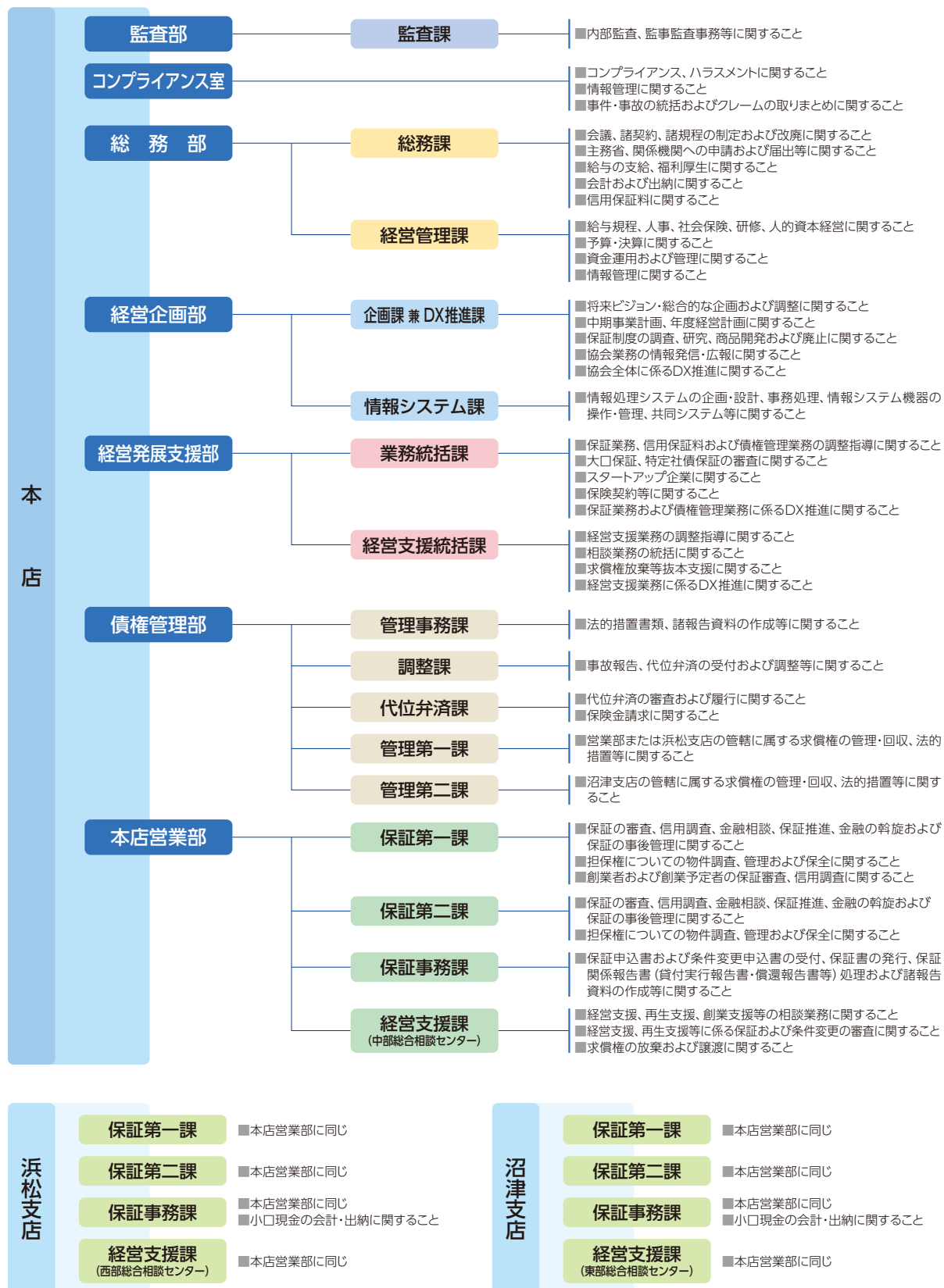
沼津支店

沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館3階
TEL.055-926-0100

14 協会概要

事務分掌図

令和7年4月1日現在



役員名簿

令和7年7月1日現在

役 名	氏 名	現 職	就任日
常勤理事	吉 林 章 仁	会 長	令和 3年 6月 1日
同	中 出 泰 夫	専務理事	令和 5年 6月 1日
同	山 崎 健 司	常務理事	令和 2年 6月 1日
同	菅 沼 久 和	常務理事	令和 5年 6月 1日
同	小 松 日 出 人	常務理事	令和 6年 6月 1日
理 事	齊 藤 卓 己	静岡県経済産業部長	令和 7年 5月15日
同	良 知 駿 一	静岡県議会産業委員会委員長	令和 7年 6月23日
同	染 谷 絹 代	島田市長	令和 7年 2月10日
同	込 山 正 秀	静岡県町村会会長	令和 5年 8月31日
同	岸 田 裕 之	静岡県商工会議所連合会会長	令和 5年 1月31日
同	前 澤 侑	静岡県商工会連合会会長	平成 24年 6月 1日
同	山 崎 亨	静岡県中小企業団体中央会会長	令和 6年 8月19日
同	八 木 稔	静岡銀行代表取締役取締役頭取	令和 4年11月15日
同	加 藤 広 亮	スルガ銀行代表取締役社長	令和 5年 8月31日
同	岩 山 靖 宏	清水銀行代表取締役頭取	令和 2年 6月 1日
同	小 森 博 史	静岡中央銀行代表取締役社長	令和 6年 8月19日
同	田 形 和 幸	静岡県信用金庫協会会長	平成 29年 8月10日
同	紅 野 正 裕	静岡県信用金庫協会副会長	令和 2年 9月 1日
常勤監事	寺 田 理 恵 子	常勤監事	令和 5年 6月 1日
監 事	杉 本 基 久 雄	牧之原市長	令和 6年 6月 1日
同	市 川 卓 志	公認会計士	平成 29年12月 1日
同	栗 原 孝 明	弁護士	平成 26年 2月17日

本・支店の担当区域

西部地区

(浜松支店担当)

- 浜松市 ●磐田市
- 掛川市 ●袋井市
- 湖西市 ●御前崎市
- 菊川市 ●森町

中部地区

(本店営業部担当)

- 静岡市 ●島田市
- 焼津市 ●藤枝市
- 牧之原市 ●吉田町
- 川根本町

東部地区

(沼津支店担当)

- 沼津市 ●熱海市
- 三島市 ●富士市
- 富士宮市 ●伊東市
- 御殿場市 ●下田市
- 裾野市 ●伊豆市
- 伊豆の国市 ●東伊豆町
- 河津町 ●南伊豆町
- 松崎町 ●西伊豆町
- 函南町 ●清水町
- 長泉町 ●小山町

令和7年4月1日現在

本 店



〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4
アーバンネット静岡追手町ビル4・5・6階

〈事業所専用郵便番号〉

※郵便番号と宛名だけで郵便物が届きます。

- 4階 監査部
TEL.054-252-2125 FAX.054-253-0257
- 5階 本店営業部
■保証第一課・第二課 ■保証事務課
TEL.054-252-2121 FAX.054-254-9640
■経営支援課
TEL.054-252-2133 FAX.054-252-2130
■中部総合相談センター
フリーダイヤル0120-783-507
債権管理部
■管理事務課 ■管理第一課・第二課
TEL.054-252-2122 FAX.054-254-5328
■調整課 ■代位弁済課
TEL.054-252-2126 FAX.054-252-2130
- 6階 総務部
TEL.054-252-2120 FAX.054-253-0257
経営企画部・経営発展支援部
TEL.054-252-2124 FAX.054-253-0257
コンプライアンス室
TEL.054-252-2127 FAX.054-253-0257

浜松支店



〒430-8666 浜松市中央区田町330-5
遠鉄田町ビル6階

〈事業所専用郵便番号〉

※郵便番号と宛名だけで郵便物が届きます。

- 保証第一課・第二課 ■保証事務課
TEL.053-458-1212 FAX.053-454-9299
■経営支援課
TEL.053-451-3570 FAX.053-451-3580
■西部総合相談センター
フリーダイヤル0120-783-508

沼津支店



〒410-8691 沼津市米山町6-5
沼津商工会議所会館3階

〈事業所専用郵便番号〉

※郵便番号と宛名だけで郵便物が届きます。

- 保証第一課・第二課 ■保証事務課
TEL.055-926-0100 FAX.055-926-0115
■経営支援課
TEL.055-926-5200 FAX.055-926-3115
■東部総合相談センター
フリーダイヤル0120-783-509

ホームページアドレス

<https://www.cgc-shizuoka.or.jp>

ホームページでWeb相談受付中!

友だち追加はこちらから!

Web
相談

または ID検索 ▶ @cgc-shizuoka

静岡県のがんばる事業者を 「信用保証」と「経営支援」でサポート！

静岡県信用保証協会は、県内事業者の“3者に1者の皆さまに”
ご利用いただいています。

あなたの事業を
応援します！

無料経営相談を毎日実施中
毎週木曜日は19時まで！

当協会キャラクター
「しずぼ」(2024年12月誕生)

お問い合わせ **フリーダイヤル**

中部 総合相談センター(本店営業部)
0120-783-507

西部 総合相談センター(浜松支店)
0120-783-508

東部 総合相談センター(沼津支店)
0120-783-509

本店営業部 〒420-8710 静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル5階

浜松支店 〒430-8666 浜松市中央区田町330-5 遠鉄田町ビル6階

沼津支店 〒410-8691 沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館3階

ホームページで
Web相談
受付中！



LINE
友達募集中！
1D検索
@cgc-shizuoka



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会

静岡県信用保証協会



<https://www.cgc-shizuoka.or.jp/>



SHIZUOKA GUARANTEE

静岡県信用保証協会



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは、国連で採択された「持続可能な開発目標」の略称。
環境やジェンダー平等など世界が統一して取り組むべき目標です。
静岡県信用保証協会はSDGsの推進を支援しています。